隔月発行
発行所
平塚市役所
神奈川県平塚市平塚新宿1.195番地
電話 1261～1268番
印刷所 井上印刷所 電話773番

第四十六號

平塚市広報

平塚市の人口と世帯数
昭和30年9月1日現在
（推計人口）
人口 67.351人
世帯数 14.567世帯
前月に比して（152人 24世帯）増加

国体マーク

第十回国体秋季大会迫る

10月30日―11月3日

皇天后皇両陛下をお迎えして スポーツの祭典

平塚市で四種目実施

第十回国体は競技種目三〇、選手役員一万四千人が参加し、県下九市二町四五会場に分かれて、一大スポーツ祭典をくりひろげます。早くも夏季大会は、九月二十二日から五日間鎌倉市の水泳競技をはじめとして、外二会場で盛大に開催されました。

来る十月三十日から十一月三日まで五日間行われます秋季大会に、本市でも、バスケットボール、ホッケー、自転車、ハンドボールの四種目に、二、五六三人の選手をひかえて華々しく開幕されます。

大会第二日目の三十一日には、市営競輪場に天皇皇后両陛下をお迎えする光栄に浴することになりました。去る昭和二十六年三月二十四日競輪場で開催された全日本ボルスタイン共進会に、天皇陛下の行幸を迎き、ここに再び、この光栄に浴することは、感慨ひとしおの深しものがあります。

国民体育大会の足跡

第一回近畿大会　は、終戦のいたでさめやらず、国民生活は極度に鎖沈している時、スポーツの復興を当面の目標として、昭和二十一年秋京都を中心として近畿地方一円で開催されました。

当時国民全般は、このような全国的行事は到底催し得ないものと思いこんでいた折柄、競技関係者の立派な運営ぶりは、国民に力強い目標を与え、大会のふん囲気は清新明朗な気風をたえ、日本再建の意欲をたかめて大会のスタートを飾りました。

第二回北陸大会　は、京都同様、戦災をまぬかれた石川県金沢市を中心に北陸地方で開催されました。当時は、思想的に混乱の状態にあって、とかくの対立のはげしい際に、開会式には天皇陛下をお迎えし、仰ぎ見る白の丸の旗のもと、祖国の姿を呼びさまされた感激の大会でした。この大会から

国体とは

国民体育大会は、国民の間にスポーツをひろめるとともに、スポーツ精神を高め、あわせて国民の健康を増進し、その生活を明るくするための年一回開かれるスポーツの祭典です。

この大会も回を重ねるにしたがい地方の文化施設の整備拡充と地方体育の振興に寄与すると共に明朗な平和を愛好する国民感情の復興に、著しい効果をもたらしている大会は都道府県対抗の方法、冬季、夏季、秋季の三大会に分かれて行われます。これらの大会を通じて優勝種目の最も多い都道府県に天皇杯が授与され、女子競技の総合優勝都道府県に皇后杯が授与されます。

本県で開かれるのは、夏季（九月二十二日―九月二十六日）秋季の両大会です。

国民体育大会は、国民生活は各都道府県対抗の形式がとられ、聖炎旗のマークも国体のマークとして制定され、また、国体の歌「若い力」が決まるなど、関心と期待が一段と深まった。

第三回福岡大会　は、九州福岡県において開催され、この回から総合優勝府県に皇后杯が授与され一層内容が充実しました。また、本大会から開会式に掲げる聖炎旗が、前開催地からリレーされることになりました。

第四回東京大会　は、東京を中心に行われ、先例を破って自体事業協会と東京都の共催で、主催者直接運営によって開催されました。開会式には明治神宮外苑の東京ラグビー場に、天皇皇后両陛下をお迎えし、夕闇の中に、幾百のたいまつが燃え、空には花火がさく裂して、絢爛たる入場行進が展げられ陛下からお言葉をいただいた時、期せずして万才のこえがあがるなど、国民にとってスポーツ最良の年として意義深いものがありました。

第五回愛知大会　は、昭和二十五年愛知県下で行われました。本大会からは両陛下が、おそろいで開会式に御臨席いただく先例が開かれました。

第六回広島山口大会　は、戦後の最もひどい広島市を主会場として開催されましたが、関係者の努力により施設、運営とも成功を収め、簡素のなかにも実のある施設は、真情あふれる大会でありました。

第七回東北大会　は、福島、宮城、山形の三県で開かれました。本大会は国民待望の独立が実現し、十六年ぶりに国際オリンピックに参加が実現するなど、国民にとってスポーツ最良の年として意義深いものがありました。

第八回四国大会　は、四国四県にわたり開かれ、天皇皇后両陛下、高松宮、三笠宮、同妃殿下百のたいまつが燃え、空には花火がさく裂して、絢爛たる入場行進をお迎えして、名実とも国民のスポーツ祭典として熱戦の絵巻がくり広げられました。

国体大会旗 本市通過は二十七日

開催地から開催地へと、リレーにより運ばれ引継がれております国体大会旗は、前年度開催地北海道から、川崎市大郷橋で受継ぎ本県に入り今年の開催地本県まで、多数の若人に護られ、大会の趣旨を伝え、本県に入ってから二四三区間、六、〇七五名の若人により県内六五旗を通過、十月三十七日は本市を通過、十月三十日午前十一時四十分開会式場三ツ沢競技場（横浜市）に到着します。

本市における通過時刻は、まず十月二十七日午前八時小田原市役所を出発した大会旗は、十二時十四分花水橋西側で大磯町より受継ぎ下記のコースにより市内を一周します。

七月の議会メモ

一日　財政常任委員会
市職員その他の夏期手当について審議
五日　五箇村合併についての会議
五箇村合併交渉委員により同合併問題を審議
六日　旭育英会対策委員会
旭育英会のことについて審議
七日　五箇村合併についての会議
五箇村合併交渉委員により同合併問題を審議
十一日　平塚港対策委員会
平塚港のことについて審議
旭育英会対策委員会
旭育英会のことについて旧旭村議会議員の出席を求めて経過説明及び疑疑応答をした
区画整理促進委員会
平塚復興事業所長の出席を求めてひろげられました。
自然の中に雄大な体育の祭典が繰りひろげられました。
十四日　産業常任委員会
陳情第八号及び第十号「魚市場建設についての陳情」について審議
総務常任委員会
請願第一号「原水爆禁止運動について請願」について審議
十五日　建設常任委員会
陳情第三号「道路修理並びに大下水道清掃についての陳情」について審議
十六日　平塚港対策委員会
港の管理者問題及び須賀海水浴場施設のことについて審議
十八日　五箇村合併についての会議
五箇村合併交渉委員により同合併問題を審議
二十一日　厚生常任委員会
請願第三号「住宅補修について」の請願」を審議
二十二日　総務常任委員会
原水爆禁止運動実施要領について審議
二十六日　旭育英会のことについて審議
二十八日　平塚港対策委員会
港の管理者問題について審議
二十九日　旭育英会対策委員会
旭育英会のことについて審議
二十三日　文教常任委員会
次の陳情について審議
陳情第四号　太洋中学校校舎増築についての陳情
陳情第七号　花水小学校校舎増築についての陳情
陳情第十一号　春日野中学校運動場拡張についての陳情
陳情第十二号　下水道完備についての陳情（建設常任委員会に付託）
陳情第十三号　下水道完備についての陳情（文教常任委員会に付託）
十六日　平塚港対策委員会
港の管理者問題について審議
十七日　須賀地下道現場説明
平塚復興事業所長より須賀地下道について現場説明を聴取した
十八日　公営事業常任委員会
九月市営競輪運営について審議
二十二日　建設常任委員会
体育館電気工事について及び陳情第十三号「下水道完備についての陳情」を審議
二十三日　文教常任委員会
次の陳情について審議
陳情第四号　太洋中学校校舎増築についての陳情
陳情第七号　浜岳中学校校舎増築についての陳情
陳情第十一号　春日野中学校運動場拡張についての陳情
二十四日　火葬場移築委員会
火葬場のことについて審議
二十五日　旭育英会対策委員会
旭育英会のことについて審議
産業常任委員会
レストハウスの経営者問題について審議
三十日　旭育英会について説明会
開催
旭小学校において旭育英会について経過説明及び疑疑応答をした。（旭育英会対策委員会委員出席）

八月の議会メモ

五日　原生常任委員会
蚊と蠅をなくす市民運動について審議
十二日　金員協議会
五箇村との合併問題及び須賀地下道について、その他を審議
市議会臨時会
次の議案を可決確定した
議案第三十号　市道路線認定について
議案第三十一号　平塚駅前内須賀踏切廃止の承認を求めるについて
議案第三十二号　仮設踏切廃止の承認を求めるについて
陳情第十一号　春日野中学校運動場拡張についての陳情（文教常任委員会に付託）
陳情第十三号　下水道完備についての陳情（建設常任委員会に付託）

平塚市関係国体参加人員一覧表

種目と会場	種別	参加選手役員数	合計
バスケットボール（平塚市立見附台体育館）	一般男子	六〇四	一、二〇二
	一般女子	二〇八	
	高校男子	一三〇	
	高校女子	一三〇	
	数員	一三〇	
ホッケー（平塚市桃浜町公園ホッケー場）	一般男子	一三五	三〇〇
	高校男子	一三五	
	女子オープン	三〇	
ハンドボール（平塚市立高浜高校（太洋中学校グランド）	一般男子	二二四	六四四
	一般女子	一四〇	
	高校男子	一四〇	
	高校女子	一四〇	
自転車（平塚競輪場）	一般	二五七	四一七
	高校	一六〇	
合計		二、五六三	

市内大会旗リレーコース

月日	発	着	発着時間	走行時間	走行粁数	参加人員
10月27日（木）	大磯町より受繼花水橋西側	旭支所前	時分 12・14	時分 12・32	18分	3粁	25名
〃	旭支所前	大野町南原オリエンタル写真工場前	12・32	12・42	10	1・6	〃
〃	オリエンタル写真工場前	豊田道東海道交叉点	12・42	12・56	14	2・3	〃
〃	豊田道東海道交叉点	浜岳中学校東側四ッ角	12・56	13・06	10	1・7	〃
〃	浜岳中学校東側四ッ角	港小学校前（駅南口経由）	13・06	13・20	14	2・3	〃
〃	港小学校前	市役所前（須賀踏切経由）	13・20	13・35	15	2・4	〃
〃	市役所前	馬入橋東側	13・35	13・51	16	2・7	〃
計	平塚市内				1・37	16	175

成果をおさめた原水爆禁止運動

去る、八月一日発足しました原水爆禁止運動平塚市実行委員会は、市民の皆様の御理解と御協力を頂き予期以上のよい結果を得ましたことを厚く御礼申し上げ、あわせて今後のこの運動に一層の御支援をお願いします。

なお、現在まで実行委員会が実施しました行事は次のとおりです。

一、本運動の趣旨を八月一日発行の市広報紙に掲載、市内全戸に配布、趣旨の徹底を期した。

二、八月六日から八日まで三日間広島市で開催された原水爆禁止世界大会へ、当市から三名（市理事者代表青木庶務課長、市議会代表島薗博市議、平塚地区労働組合協議会代表）が出席した。

三、八月十二日及び十五日の二日間、市の自動車を利用、本運動の趣旨を啓蒙宣伝した。

四、八月十二日夜、見附台公会堂において映画会を開催、成果をおさめた。

なお、当日の上映映画は、「ひろしま」「死の灰」「長崎の子」「永遠なる平和を」でした。

五、市民皆さんの原水爆禁止署名簿は、九、五九六名となりました。

六、当初八月十五日を予定された講演会については、都合によりのびのびとなっておりましたが、九月十二日夜見附台公会堂において広島大会へ平塚市の代表として出席された三名の方の報告会を兼ねて開催されました。当日の講師は広島大会で御講演された平野義太郎氏（日本学術会議会員、世界平和評議会評議員、中国研究所長）でした。

広島大会宣言

原水爆禁止を要望する最初の世界大会が、一九五五年八月六日―世界最初の原爆投下の日―から三日間、この原爆の地「ヒロシマ」にひらかれ、ヨーロッパ、アメリカ、アジア諸国の代表をあつめ、四十億人の世論の支持があります。その支持の上にたって本大会は原水爆禁止が必ず実を現し、原子戦争を企てている力をうちくだき、その原子力を人類の幸福と繁栄のためにもちいなければならないとの決意をあらたにします。

この広島に集つたすべての人々は原水爆被害者の苦しみをまのあたり見ました。十年の悲劇のあとはなおなめくいさられておりません。また、この会議に参加した各専門科学者の意見をきいて、いよいよ非人道的な政策が私たちの心を強くうちました。将来もし原子戦争が起るならば、世界中がヒロシマ、ナガサキ、ビキニになり私たちの子孫は絶滅するでしょう。

原水爆被害者の不幸な実相は、広く世界に知られなければなりません。その救済は世界的な救済運動を通して急がなければなりません。それが本当の原水爆禁止運動の基礎であります。原水爆が禁止されてこそ真に被害者を救うことができます。

私たちは、世界のあらゆる国の人々が、その政党、宗派、社会体制の相違を超えて、原水爆禁止の運動をさらに強くすすめることを世界の人々に訴えます。

この原水爆禁止大会が世界平和の世論によって開かれたジュネーブ四巨頭会談の直後にもたれたことは極めて意義深いことであります。私たちはこの力の発展が、国際緊張を緩和し、国際協力を増和し、国際協力を増和する大きな力となるように全世界に訴えます。

けれども私達の力は、まだ原水爆を現実に禁止するところまでは来ておりません。原子ロケット砲の持込み、原子兵器の貯蔵、基地拡張がすべて原子軍事準備に関連しております。日本や沖縄ばかりでなく、世界のあらゆる地点に原子戦争の準備が停止されておりません。それ故、基地反対の斗争は原水爆禁止の運動と共に相たずさえなければなりません。

私たちの運動はむしろ今日が出発点であります。私たちは、まず原水爆が禁止され、その貯蔵が破壊され、さらに軍備が撤廃されて、人類の上に真の平和が来る日まで、広く全世界の人々と手をつないで、この運動を展開してゆかねばなりません。

世界平和の緊張は未来に輝いております。

広島　一九五五年八月八日　原水爆禁止世界大会

原水爆禁止世界大会 広島大会概要

歴史的な原水爆禁止世界大会は、この公会堂で、八月六日から八日まで三日間にわたる会議の幕が開かれた。

大会第一日の六日は、午前十時から本会議を開催、午前中は、議長団の選出、大会運営委員の選出などを行つて、三日間の会議運営の基礎を固めた。午後は、第一日の焦点である国内、国外代表の所信のひれきがあつて、会議の基調を形成、夜に入つて十時まで平和広場を中心に「歓迎と祈りの国民大会」がくりひろげられ、大会気分を盛り上げた。

大会第二日は午前九時から、内外代表二十四名が広島公会堂をはじめとして六会場に分散、各会場では、初めに広島、長崎、筑豊の原水爆被害者、その遺族との面接実相報告懇談があり、六日基調報告を行つた平野義太郎（中国研究所長）、武谷三男（立教大教授）の両氏のほか、原水爆の被害について草野信男（東大助教授）、田辺耕一郎（広島原爆被害者委員会）の四氏が会場を分担回して、いまなお「病と闘っている被害者」の実相を綜合的に紹介、その対策検討あり、正午休憩に入り、午後二時より再会、「原水爆禁止の諸問題」「被害の実相」「原水爆禁止の新段階」「原水爆禁止の対策と運動」を中心に討論、夜に入り、大会第三日の本会議は、午前九時九分開会、議長にはポーランド代表のソフノスキー氏が当つた。

大会二日目の各分散会場の報告には挨拶された。

最後にインド代表による閉会あいさつにより、三日間にわたつた原水爆禁止世界大会は終了した。

ついで別項のように、大会宣言の朗読があり、満場一致で大会宣言を採択された。

報告、この報告を基に討議が開始された。

空気銃をお持ちの方はすぐ届出を

空気銃はこれまで貸求めの持つているとも自由でありましたが、事故が多いので第二十二国会で「銃砲刀剣類等所持取締令の一部を改正する法律」で改正になりましたので、現在空気銃をお持ちの方は、次のことに充分注意して下さい。

第一、空気銃を持つのは許可がこの十月一日から猟銃と同じように、県公安委員会の許可を受けなければ持つことができません。

空気銃とは、コルクやゴムだけを発射するものを除く外金部であります。

第二、許可を受けた空気銃などにしまつておくことも、友人から借りて持つことも許可が必要です。

第三、許可を受ける手続は次のとおりです。

十月一日から十一月二十九日まで、現在持つている空気銃は、住所地の警察署備付の用紙に、願い出る人の印と本籍、住所、職業氏名、生年月日が証明されるもの（例えば学生証、身分証明書、住民票の抄本等）を持つてなるべく早めに手続をなされ、十月一日から仮交付警察署では九月十五日から仮交付けをしております。

許可になればすぐ通知をしますが、その暮っている家庭のしあわせが守られなければなりません。そして、それを守るためには、家族全体がたすけあって、努めなければなりません。それは家庭という共同生活を営むものにとつて、当然の道義的責任であり、家族の一人一人があくまで自発的に、一家の福祉のためにたすけあうということによつて、それぞれが家庭生活の福祉を享受することができるのであります。

引揚申告書はお早く

引揚者の在外財産補償処理法案も過日衆、参両院で可決されましたが、この問題に関連して終戦以来、外地に在住された内地に引揚された各世帯の実態を調査掌握把握する資料として、引揚申告書を提出して頂くことになりました。申告書用紙は市役所厚生課又は平塚駅南口前引揚者事務所にあります。尚申告書の提出先は、平塚駅南口前左同盟平塚支部引揚者事務所です。

在外公館等借入金確認請求の受付期間延長

昭和三十年七月二十二日付「在外公館等借入金整理準備等資金法の一部を改正する法律」公布されたが、この法律は、いつまでもなく失業時の生活保障を目的とするものですが、失業という現象が「国の産業構造や経済状勢の推移によつて失業保険金の一部が九月一日から制度として定着されてきましたが、この法律は、いつまでもなく失業時の生活保障を目的とするものですが、失業という現象が「国の産業構造や経済状勢の推移によつて

商工会議所のお知らせ

かねて関係者の方に御連絡してありますとおり、先年の法律改正により特定商工業者の登録がいま行われていますが、皆様手続はお済みでしょうか。この法律は、該当者であるか、資本金又は払込出資総額十五万円以上の法人と個人、或は法人で資本十五万円以下でも一年に事業税二万四千円以上納めるものが法の適用を受けるのであります。これらの方には、既に商工会議所より関係書類を配入用紙をお届けしてあるはずですから、至急登録して下さい。

十月十五日商工会議所議員の選挙が行われますが、この選挙に際しては、法の定めにより会費の完納がない選挙権を失いますから、会費は早く納めて下さい。

新に商工会議所に加入される方は、今までの会員持口数を増加される方も御届けの上会費を納入して頂けば、同時に選挙権が得られます。特定商工業者の場合も、登録料の納入により選挙権が行使できるのです。

以上のことを御承知の上、手続きや会費の納入されることをお勧めします。尚詳細については商工会議所にお尋ね下さい。

（平塚商工会議所）

失業保険法の改正 適用節囲など擴大

失業保険金の一部が九月一日から改正になりました。

この法律は、いつまでもなく失業時の生活保障を目的とするものですが、失業という現象が「国の産業構造や経済状勢の推移によつて制度として定着されてきましたが、この法律は、いつまでもなく失業時の生活保障を目的とするものですが、失業という現象が「国の産業構造や経済状勢の推移によつて制度として定着されてきましたが、この法律は、いつまでもなく失業時の生活保障を目的とするものですが、失業という現象が「国の産業構造や経済状勢の推移によつて制度自体の面にも種々の問題があるとの